

平成 30 年度 事業選定方針及びプロセスについて

平成 30 年 10 月 2 日
総務省公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）の官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）の対象となる公共サービスは、法第 7 条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）に定めているところ。

来年度以降の基本方針に反映するための平成 30 年度における法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）に関する作業は、国の行政機関等からの自主的選定（本年 8 月中旬締切り）に引き続き、基本方針並びに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき実施するものとする。

2. 平成 30 年度事業選定における基本的な考え方

厳しい財政事情により公共サービスの効率化が求められる中、法に基づく入札を導入することは、監理委員会の関与により、透明性、公正性又は競争性の確保が図られ、もって、業務の質の維持向上及び経費削減に資することから有効な手段である。

よって、今年度においても、引き続き、行政事業レビュー等の各種取組と連携しつつ、随意契約や一者応札、継続受注など競争性等に課題・問題のある事業を選定し、まずは国の行政機関等に対して自主的な改善を要請し、国の行政機関等の取組によっても課題が改善されなかった事業に、入札・契約の改善を図ることを目的として、法に基づく入札の導入を求めることとする。併せて、再点検を要請している国立大学法人の施設管理業務（平成 27 年度～）、著作権の所在を理由に随意契約により実施しているシステム関連業務（平成 29 年度～）についても、フォローアップを行い、必要に応じて更なる改善を求めることとする。

3. 監理委員会の役割

事業選定プロセスの外部性及び公開性を確保するため、事業選定に関しては、外部有識者から構成される監理委員会が積極的に関与することとし、同委員会での公開ヒアリングを中心に行うものとする。総務省は国の行政機関等から提出された調書等を監理委員会の公共サービス改革小委員会に報告し、監理委員会の公共サービス改革小委員会において公開ヒアリングの対象となる公共サービスの候補を選定、監理委員会へ報告するものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表、法第 38 条の監理委員会による勧告権の発動等を検討するものとする。

4. 事業選定の対象

(1) 基本方針における事業選定の方針

基本方針における事業選定の方針は、以下のとおりとされている。

公共サービス改革基本方針（平成30年7月閣議決定）（抄）

第1章 意義及び目標

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

(1) 意見の募集及びそのための情報の公表

(2) 対象公共サービスの選定の基本的な考え方

(3) 本年度の事業選定の方針

① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス

② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの

④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの

⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、法に基づく入札を実施し、民間事業者の創意と工夫を反映することにより、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大

⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス

(2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定の対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	具体的な方針	関連する選定の重点方針（上記①の番号に対応）
<p>I 改善を要請し、平成30年度以降ヒアリング対象候補となった事業(57事業)</p>	<p>「平成29年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」(平成30年4月24日当室公表)の別紙2(平成30年度以降のヒアリング対象候補事業一覧(改善を要請する事業))その1の事業(ただし、備考欄に「○」が付された事業を除く。)について、透明性、公正性又は競争性を高めるために各府省等が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえヒアリングを実施。</p> <p>ヒアリング対象事業の選定については、以下に該当するもののうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものとする。</p> <p>a) 改善措置（一般競争入札(総合評価落札方式)の導入、入札スケジュールの改善、入札参加資格、評価項目・配点等の見直し、情報開示の改善、契約年数の複数年化等)を講じていない事業</p> <p>b) 改善措置を講じたものの、一者応札、継続受注等の改善が見られない事業又は競争導入による落札率の低下等が確認されない事業等</p> <p>なお、改善要請を3回以上行ったものの、競争性等が改善されない事業(「平成29年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」(平成30年4月24日当室公表)の別紙2(平成30年度以降のヒアリング対象候補事業一覧(改善を要請する事業))その1のうち、備考欄に「○」が付された事業(1回目)及びその2の事業(2回目))については、市場調査等を実施していることを前提として以下の内容を総務省HPで改めて公表し、民間事業者からの意見を求め、その結果を踏まえ取扱いを決定(1回目で意見が無い場合は来年度も公表(計2回))。</p> <p>a) 業務概要、契約状況の推移</p> <p>b) これまでに講じた入札改善策</p> <p>c) 仕様書 等</p>	<p>①、②、③、⑤、⑥</p>
<p>II 新たな対象事業候補の抽出(競争性等の改善が求められる事業)</p>	<p>行政事業レビューシート(中間公表)等の公表資料において、競争性等に問題があると思われる契約を精査・確認し、改善を要請。民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについては、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。</p>	<p>①、②、③、⑤、⑥</p>
<p>III 国立大学法人の施設管理業務等</p>	<p>「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について」(平成29年12月19日付け事務連絡)により、各法人に対して通知した「国立大学法人の施設管理業務のうち、競争性等の改善の余地がある事業」について、各法人が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングを実施。</p> <p>ヒアリング対象事業の選定に当たっては、上記の通知(別紙3)において「引き続きフォローアップを行う事項等」とした内容に対し、十分な検討がなされているかどうかという点に留意。</p> <p>また、市場化テスト全般について、文部科学省と連携・協力して周知・広報及び実情調査を実施。</p>	<p>①、②、⑤</p>

対象事業等	具体的な方針	関連する選定の重点方針（上記①の番号に対応）
IV 著作権の所在を理由に随意契約により実施しているシステム関連業務	著作権の所在を理由に随意契約により運用・保守等を実施している行政機関等のシステムについて、その概要や年度毎の経費、今後の更改予定等を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングを実施。	①、②、⑤
V 業務フロー・コスト分析の対象事業	昨年度選定された事業について、適宜指導助言を行う。 各府省等の選定されていない事業でも今後の施策に有益な事例があればヒアリングを行い、各府省等の取組に活用する。 併せて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）に基づく分析を昨年12月までに未実施の独立行政法人に対して、フォローアップを行い、問題点や課題等が顕著であればヒアリング等を実施。	④、⑥
VI 報道等において競争性が指摘された事業等	報道等において、競争性に問題があること等が指摘された事業について、ヒアリングを実施。	⑥
VII 民間提案	法第7条第3項、5項及び9項において、民間事業者や地方公共団体から、法に基づく入札の対象とすべき業務等に関して意見を聴取する旨、定められているところ。 同条に基づき意見等があった場合は、意見等に対する関係府省等の回答について、監理委員会での審議等を踏まえてヒアリングを実施。特に、民間事業者から提出された民間参入等の意見については十分反映する。	—
VIII その他	上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービスについては、ヒアリングを実施。	①、②

5. 事業選定プロセス

別図のとおりとする。

事業選定の規模については、法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上となるものを原則とする。なお、公開ヒアリングの対象となる事業規模は、契約期間にかかわらず1件当たり1億円以上（地域別に契約しているなど内容が同一の事業が存在するもの又は密接に連携している事業が存在しているものについてはその合計が1億円以上）のものを目途とする。

